

平成 26 年度

社会福祉法人伸生福祉会防災計画

(一 部 抜 粋)

平成 2 6 年 4 月 策 定

はじめに

全国各地で火災、地震、津波、暴風、豪雨等の災害が毎年のように発生している。

当法人においては、多数の高齢者等が利用されている社会福祉施設であり、一旦災害が発生しますと災害弱者である高齢者等は甚大な被害を受けやすいので、日頃から各種災害に備える対策が求められる。

これが防災対策に当たっては、当施設の消防計画に基づく「火災対策編」、そして自然災害としての「風水害対策編」、「地震対策編」、加えて、原発事故がいまだ収束していない現状を踏まえ「原発事故対策編」による4部構成で整合性を取りながら、対策を立てたものである。

万が一災害が発生した場合でも、どのような手順・方法で対応していけば、その被害を最小限に食い止められるかを目的に、災害に強い施設づくりを目指し、四つの災害対策編として策定したものである。

目 次

I 火災対策編 (P 1 ~ P 2 2)

(1) 長寿荘消防計画	2 ~ 4
(2) 平成 26 年度防災訓練予定表	5
(3) 火災予防責任者指定表	6 ~ 8
(4) 自主査察表	9 ~ 1 0
(5) 消防隊業務分担表	1 1
(6) 勤務時間外通報連絡系統	1 2
(7) 夜間緊急連絡網	1 3
(8) 長寿荘防災協力隊員名簿他	1 4 ~ 1 5
(9) 長寿荘夜間避難訓練マニュアル	1 6
(10) けやきデイサービスセンター消防計画	1 7 ~ 1 9
(11) 火災予防責任者指定表	2 0
(12) 自主査察表	2 1
(13) 消防業務分担表・消防隊編成表	2 2 ~ 2 3

II 風水害対策編 (P 2 4 ~ P 3 8)

(1) 平常時における風水害対策	2 6 ~ 2 7
(2) 警報等発表時の対策	2 8 ~ 3 2
(3) 災害発生時の対策	3 3 ~ 3 8

III 地震対策編 (P 3 9 ~ P 6 0)

(1) 平常時における地震防災対策	4 1 ~ 4 6
(2) 発生時における地震防災対策	4 7 ~ 5 0
(3) 地震発生後の被災生活確保対策	5 1 ~ 6 0

IV 原発事故対策編 (P 6 1 ~ P 7 2)

V その他 (P 7 3 ~ P 7 5)

- (1) 一次救命処置 (B L S) の手順
- (2) 危機管理フローチャート

特別養護老人ホーム長寿荘消防計画

目的

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、特別養護老人ホーム長寿荘（以下「長寿荘」と言う。）における防火管理について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

消防計画の適用範囲

第2条 この計画は、長寿荘に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

防火管理者の権限及び業務

第3条 この計画推進のため防火管理者を置く。

2. 防火管理者は、次の任務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の実施及び指導
- (3) 消防用設備等の点検、整備及び不備欠陥事項の改修促進
- (4) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設などの検査及び不備欠陥事項の改修促進
- (5) 消防関係法令に基づく各種報告、届出等
- (6) その他防火管理上必要な業務

消防機関への報告及び連絡

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行う。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びにそれに基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 長寿荘消防隊の訓練時における事前連絡及び教育訓練指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

予防管理組織及び業務

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、火災予防者を別表1のとおり指定する。

2. 火災予防責任者の任務は次のとおりとする。

- (1) 建物、火気使用設備、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備等の出火防止措置及び避難路の確保

(4) その他火災予防上必要な事項の自主査察

第6条 防火管理者は、火災その他の災害に対処するため、消防防災の用に供する設備の状況並びに危険物の貯蔵状況及び火気の取り扱い状況等について別表第2により、定期的に又は臨時に自主査察を行うものとする。

消防隊

第7条 火災又は地震等の災害による被害による被害を最小限度にとどめるため長寿荘消防隊（以下「消防隊」という。）

2. 消防隊の業務分担及び編成は別表3とする。
3. 消防隊員に対する勤務時間外の通報連絡系統は別表4とする。
4. 長寿荘防災協力隊員の任期は2年とし、理事長が委嘱する。防災協力隊員は別表5とする。

消防隊長等

第8条 消防隊に隊長、隊長付、小隊長を置く。

2. 隊長は施設長をもってあてる。
3. 隊長付は、防火管理者、生活相談員をもってあてる。
4. 小隊長は、養護係主任並びに主任栄養士をもってあてる。

消防隊長等の任務

第9条 隊長は、消防隊を統治し、これを代表とする。

2. 隊長付は、隊長を補佐する。
3. 小隊長は、隊長の命を受け、隊員を指導する。

消防訓練等

第10条 防火管理者は、有事に際し、被害を最小限度にとどめるため通報、消火、避難等の教育及び訓練を年4回以上実施するものとする。

附則

この計画は、昭和57年4月8日から実施する。

附則

この計画の改正は、昭和59年6月1日からとする。

附則

この計画の改正は、昭和60年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、昭和61年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、昭和62年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、昭和63年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成元年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成2年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成3年5月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成4年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成4年10月8日からとする。

附則

この計画の改正は、平成6年4月20日からとする。

附則

この計画の改正は、平成8年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成9年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成10年10月8日からとする。

附則

この計画の改正は、平成15年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成16年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成16年12月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成20年4月1日からとする。

附則

この計画の改正は、平成23年11月1日からとする。

平成 2 6 年度防災訓練予定表

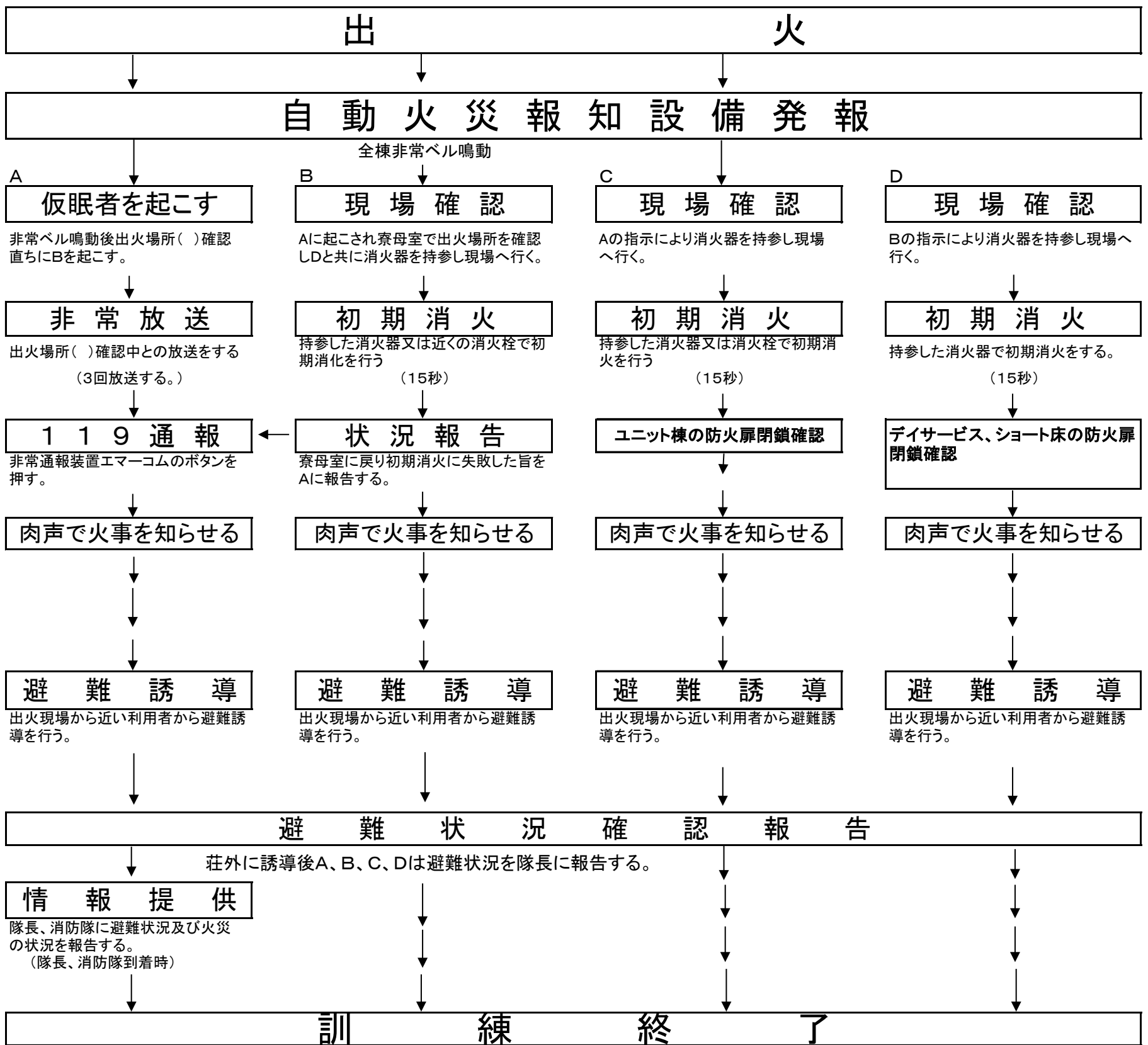
実施月	区 分	内 容	備 考
4	教育訓練	図上訓練（消防計画・火災予防責任者指定表・自主査察表・消防隊業務分担表・消防隊編成表・勤務時間外通報連絡系統）	
5	避難訓練 消火訓練	夜間想定訓練 訓練用消火器	
6	避難訓練 消火訓練	夜間想定訓練 放水訓練（消火栓）	
7	通報訓練 避難訓練	勤務時間外召集訓練（夜間） 夜間想定訓練	消防署依頼
8	避難訓練 消火訓練	夜間想定訓練 放水訓練（消火栓）	
9	総合訓練 通報訓練	避難誘導及び勤務時間外召集訓練 地区合同訓練（夜間）	消防署通報 消防署立会
1 0	避難訓練 消火訓練	夜間想定訓練 放水訓練（消火栓）	
1 1	教育訓練 避難訓練	消防設備の取り扱い 夜間想定訓練	援護設備
1 2	救助訓練 避難訓練	地震対策訓練 夜間想定訓練	消防署依頼
1	消火訓練 避難訓練	放水訓練（消火器） 夜間想定訓練	
2	消火訓練 避難訓練	放水訓練（消火栓） 夜間想定訓練	
3	消火訓練 避難訓練	放水訓練（消火栓） 夜間想定訓練	

長寿荘夜間避難訓練マニュアル

出火想定場所 夜勤者3名 (A, B, C) 担当者 A B
 C
 宿直代行員 1名 (D) D
 出火場所 ボイラー室から火災発生想定 待機場所: 寮母室3名、当直室1名
 訓練日時 平成 年 月 日 ()

午後 8 時 00 分から

・協力隊員到着時間チェック
 ・協力隊員全員到着後、改めて訓練を開始



けやきデイサービスセンター消防計画

目 的

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、けやきデイサービスセンターにおける防火管理について必要な事項を定めて、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

消防計画の適用範囲

第2条 この計画は、けやきデイサービスセンターに勤務し、出入りするすべての者に適用する。尚、特別養護老人ホーム長寿荘と棟続きであることから、特別養護老人ホーム長寿荘防火管理者が兼務となる。

防火管理者の権限及び業務

第3条 防火管理者は、志賀敏伯とし、この計画についての一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難訓練の実施及び指導
- (3) 消防用設備等の点検、整備及び不備欠陥事項の改修促進
- (4) 建築物・火気使用設備器具・危険物施設等の検査及び不備欠陥事項の改修促進
- (5) 消防関係法令に基づく各種報告、届出等
- (6) その他防火管理上必要な業務

防火機関への報告及び連絡

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行う。

- (1) 消防計画の届出
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びにそれに基づく諸手続き
- (3) 消防設備等の点検結果の報告
- (4) けやきデイサービスセンター消防隊の訓練時における事前連絡及び教育訓練指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理者について必要な事項

予防管理組織及び業務

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、火災予防責任者を別表第1のとおり指定する。

2. 火災予防責任者の任務は次のとおりとする。
 - (1) 建物、火気使用設備、電気設備等の日常の維持管理
 - (2) 消防設備等の維持管理
 - (3) 地震における火気使用設備等の出火防止設置及び避難時の確保
 - (4) その他火災予防上必要な事項

自主査察

第6条 防火管理者は、火災その他の災害に対処するため、消防火災の用に供する設備の状況並びに危険物の貯蔵状況及び火気の取り扱い状況等について別表第2により、定期的に又は臨時に自主査察を行うものとする。

消防隊

第7条 火災又は地震等の災害による被害を最小限度にとどめるためけやきサービスセンター消防隊（以下「消防隊」という。）を設置する。

2. 消防隊の業務分担は別表3とする。
3. 消防隊の編成は別表4とする。

消防隊長等

第8条 消防隊に隊長、小隊長を置く。

2. 隊長は所長をもってあてる。

消防隊長等の任務

第9条 隊長は、消防隊を統治し、これを代表とする。

2. 小隊長は、隊長の命を受け、隊員を指揮する。

消防訓練等

第10条 防火管理者は、有事に察し被害を最小限度にとどめるため通報、消火、避難等の教育及び訓練を年2回以上実施するものとする。

附則

この計画は、平成3年6月18日から実施する。

附則

この計画は、平成4年4月1日から実施する。

附則

この計画は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この計画は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この計画は、平成 24 年 11 月 1 日から実施する。

風水害対策編

I 平常時における風水害対策

- 1 施設の安全化対策
- 2 その他の対策

II 警報発表時の対策

- 1 警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達
- 2 警報等発表時の役割分担の準備
- 3 警報等発表時の安全対策の実施

III 災害発生時の対策

- 1 災害発生時の特徴
- 2 災害発生時の対応策
- 3 災害発生時における役割

I 平常時における風水害対策

1 施設の安全化対策

防災対策は、その施設における施設の立地条件、入所者や一時利用者（以下「利用者」という）の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要である。

特に風水害に対しては、施設の立地条件が大きく影響されるので、災害の発生を想定した安全対策を講じなければならない。

(1) 立地環境と災害予測

本施設は、2級河川「新田川」を背負い、県道浪江・鹿島線から面して低い地盤である。地上の冠水で一気に水が流れ込む危険性があり、また、水害による河川氾濫や堤防決壊などによる浸水対策を事前に災害予測として講じなければならない。

(2) 防災設備等の点検・確認

① 情報伝達設備の機能強化

施設内の一斉放送システムなどの情報伝達手段の点検や機能強化の維持・確認。

② 電気・水道・ガスの代替手段の確立

災害時のために飲料水貯水槽兼受水槽や自家発電装置の設置。

③ 排水対策・防水対策等の実施・点検

排水溝などの泥を除くなど、排水点検を行うとともに、土嚢を事前準備し、屋根、雨戸、防水シートなどを点検し、必要な補修をする。

(3) その他の対策

施設内の廊下、食堂、ホールなどに避難の妨げとなる不必要な備品等は置かない。

2 その他の対策

避難地や避難方法の確認等や、必需品の備蓄、災害発生時の初動体制の確立、地域社会との連携づくり、防災関係機関との連絡方法などの事前対策を立てる。

- (1) 避難方法等の確認
 - ア 避難地の確保
協力する福祉施設（高松ホーム）を避難先として確保する。
 - イ 輸送車両の確保
施設車両で対応
 - ウ 避難方法
入所者ごとに避難する方法（車いす、ストレッチャー等）により準備をしておき、安全な避難経路を定め職員に周知しておく。
 - エ 避難施設への避難の実現性
日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態等の状況に応じ、避難の実現性を判断する。
また、想像以上の大規模災害などや避難の実現性が低い場合を想定した対応も検討しておく。
 - オ 持参する機材
あらかじめ準備しておいた災害用持ち出しセットや入居者の持ち出し袋、特に、避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、軟らかい食糧、利用者服用のクスリ、常備薬等は必需品として、避難時に必ず持ち出されるよう準備しておく。
- (2) 家族等への引継基準の設定
施設長は、風水害による施設の水没などにより、施設が使用不能に陥った場合などのために、利用者を家族等へ引き継ぐことがあることを家族等に説明し、同意を求めておくこと。
- (3) 地域住民とのネットワークの構築
防災協力隊員として委嘱してある「長寿荘防災協力隊員」と災害時に支援が得られる要請をしておき、緊密な連携によりネットワークの構築を図る。
- (4) 防災訓練の実施
防災計画を作成の上、消火、情報伝達、避難誘導などの役割分担任務に基づき定期的に防災訓練を実施する。併せて、災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育も定期的に実施する。
- (5) その他の対策
危険物の管理、確認など、その他必要に応じ対策を講じておく。

II 警報等発表時の対策

1 警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達

- (1) 防災行政無線・テレビ・ラジオ等からの情報入手
防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネットなどの最新の情報に
注意し、夜間の際は必要職員の参集を求める。
- (2) 市防災担当課や防災関係機関との連携

※雨の強さと降り方（気象庁ホームページから）

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	災害発生状況
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降 る。	この程度の雨でも長く続く 時は注意が必要。
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があ ふれ、小規模の崖崩れが始 まる
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっ くり返したよ うに降る。	山崩れ、崖崩れが起きやす くなり危険地帯では避難の 準備が必要。 都市部では下水管から雨水 があふれる。
50以上～ 80未満	非常に激し い雨	滝のように降 る(ゴーゴート 降り続く)。	都市部では地下室や地下街に 雨水流れ込む場合がある。マン ホールから水が噴出する。土石 流が起こりやすい。多くの災害 が発生する。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖を 感ずる。	雨による大規模な災害の発 生するおそれが強く、嚴重 な警戒が必要。

※風の強さと吹き方（気象庁ホームページ）

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子
10 以上～ 15 未満	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。
15 以上～ 20 未満	強い風	風に向って歩けない。転倒する人もでる。	小枝が折れる。
20 以上～ 25 未満	非常に強い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する。	
25 以上～ 30 未満		立ってられない。屋外での行動は危険。	樹木が根こそぎ倒れはじめる。
30 以上～	猛烈な風		

(3) 指示体制の確認

情報を正しく施設職員に伝えるため、施設長に指示体制を一本化し、施設長の不在時にも対応できるよう事務長が代理者となる。

(4) 職員、利用者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や利用者へ伝え、施設内の不安を解消する。

(5) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況に応じて冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）を確認しておく。

(6) 警戒体制

ア 気象警報に応じた警戒体制の準備・・・大雨警報、暴風警報、洪水警報、土砂災害警報

イ 台風等による豪雨時の河川氾濫などへの備え

ウ 浸水防止用土嚢・止水板・金具、工具等の準備

エ 車両を安全な場所への移動

(7) 警戒すべきこと

ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で注意報や警報等は急に発表されることがある。常時、警報等の情報に気をつける。

ウ 危険な前ぶれ（前兆現象）を察知する。

- ・川の水かさが急激に上昇する。
- ・水の濁り、流木などが流れてくる。
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。（鉄砲水の前兆）

2 警報発表時の役割分担別の準備

(1) 消火活動の準備（暴風警報の場合）

ア 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。

イ 火災の発生を防ぐため、危険物の保管、設置について緊急チェックする。

(2) 救護活動の準備

ア 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検。

イ 担架、車いす、ストレッチャーなど救護運搬用具が揃っているか確認する。

ウ 利用者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備える。

(3) 緊急物資確保の準備

(4) 生活用品の保護

(5) 避難誘導の準備

3 警報発表時の安全対策の実施

(1) 状況に応じた避難先選定

ア 施設内での待機

風水害に遭わないと判断される場合には、施設内の安全な場所で待機

イ 避難地の選定

市災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合には、事前に選定した（高松ホーム）避難するか判断する。

(2) 避難手段と避難経路の選択

ア 避難手段の準備

河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となる。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川氾濫前の避難を検討し実行する。

イ 避難経路の安全性確認

市災害対策本部やテレビ、ラジオなどの情報に注意し、あらかじめ決めておいて安全な避難経路のうちから、どの道路で避難するか選択しておき、万一の場合に備える。

ウ 誘導方法の確認

避難する必要があるときには、利用者の服装を点検し防寒などの対応できるか確認する。

エ 避難名簿と安全確保

避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行う。また、悪条件の中での移動が予想されるため、その状況に応じ自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける。

避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合する。利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告する。

(3) 家族等への引継要否

ア 引継要否の判断

施設長は被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを判断する。

イ 引取者等の記録

引取時の際、家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残す。

風水害のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被害を最小限に留めることができる。このチェックシートにより警報等が発表された時点から、状況が変化していく過程の中で、施設がとるべき対策をチェックし早急な対応を実施する。

対 策 方 法
{警報等が発表された場合}
{指示体制の周知と情報伝達}
<input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集
<input type="checkbox"/> 市防災担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備
<input type="checkbox"/> 指示体制の職員への周知
<input type="checkbox"/> 利用者及び職員への定期的な情報提供
<input type="checkbox"/> 初動体制の準備（避難方法の確認、警戒体制の準備）
{役割分担別の準備・確認}
<input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック
<input type="checkbox"/> ライフラインや給食等の設備点検
<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかの点検
<input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握
<input type="checkbox"/> 備蓄食料、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
<input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等、避難経路と責任者の確認
{安全対策の実施}
<input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定（施設内、避難場所）
<input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装（雨具、防寒具、ズック、長靴等）、移動手段の準備
<input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備
<input type="checkbox"/> 被害予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断
{災害発生時の対応}
{避難手段と経路選択}
<input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断
<input type="checkbox"/> 施設入所者等が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断

<input type="checkbox"/> 市災害対策本部からの避難準備指示や避難指示への対応
{避難誘導}
<input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択
<input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意
{避難不要な場合}
<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施
<input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送
{安全点検の実施}
<input type="checkbox"/> 施設、設備の点検と清掃の実施
{施設が使用不能となった場合}
<input type="checkbox"/> 入所者を家族等へ引継依頼
<input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼
{必要な連絡の実施}
<input type="checkbox"/> 市など防災関係機関に状況を連絡
<input type="checkbox"/> 必要な支援について要請
{その他}
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

地震対策編

I 平常時における地震防災対策

- 1 施設の安全化対策
- 2 必需品の備蓄
- 3 地震発生時の初動体制確立
- 4 防災教育と防災訓練

II 発生時における地震防災対策

- 1 人的・物的被害の把握
- 2 二次災害の発生防止対策
- 3 施設利用者の避難誘導

III 地震発生後の被災生活確保対策

- 1 施設利用者の生活を維持する必需品の確保
- 2 施設利用者の生活を維持するための人手の確保
- 3 一時帰宅した施設利用者、その家族に対する支援対策
- 4 施設の早期再開
- 5 職員へのケアの実施
- 6 施設が使用不能となった場合

I 平常時における地震防災対策

1 施設の安全化対策

高齢者福祉施設の入所者等利用者は、地震発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な障害を持つ場合が多いため、施設の安全対策を実施し、いざという時に備えて施設環境を整備しておくことは、高齢者施設の地震防災対策の中で重要である。

(1) 施設の安全確認

当施設は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された建築物でないことから、耐震化対策を講じられた建築物ではあるが、耐震性や不燃性などの安全性について、定期的な専門家による診断により施設の安全確認を行うことも必要である。

(2) 落下物、倒壊物の対策

施設屋内・外におけるガラス飛散防止対策、備品等の転倒防止、天井からの落下物、安全スペースの確保や情報通信機器の適正な管理、敷地内にある物置等の倒壊危険物の点検を行い危険なものは補強し、不要物は除去をして、落下物・倒壊物の対策を行って備える。

2 必需品の備蓄

大規模な地震が発生した場合には、行政をはじめ防災関係機関も即座に施設への救援活動を実施できない可能性もあります。このため少なくとも最低 3 日間は施設で入所者・通所者や職員の生活が維持できるように水、食料、その他必需品を備蓄する。

その際には、利用者の特性を考慮して必要となる食糧、資機材をリストアップして備蓄する。

なお、施設機能が停止したことにより、利用者の健康状態が悪化するおそれがある。日頃から備蓄しておく食糧については、栄養バランスや利用者の特性に配慮したものが必要である。

(1) 飲料水と生活用水の備蓄

入所施設においては、飲料水のみならず洗濯物やおむつ使用者の清

拭等のために大量の水が必要になる。

地震発生時には、応急給水活動が実施されるものの、給水範囲は広範に及び施設への給水が即座に実施されない可能性もある。

このため、飲料水については、一人一日3リットルを目安に、3日分を備蓄しておく必要がある。

その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水などの確保も検討し、断水時に使える水源を確保する。

(2) 利用者の特性に合わせた非常用食料の備蓄

地震発生時の断水、停電、ガス供給停止等に伴い施設内での調理が不可能となる事態が想定される。また、物資の流通が滞り食材の調達が困難になることも予想されるため、施設では少なくとも3日分の食料を備蓄する必要がある。備蓄食糧の内容は、利用者の身体的特性に応じた食料品の選定を施設で事前に検討し、調理が不要なものなどを備蓄しておく事が必要である。

(3) 衛生用品の備蓄

断水や停電により洗濯や入浴が出来ない、水洗トイレが使用できない等、衛生面で様々な問題が発生することが予想される。

このため、紙おむつやウェットティッシュ等の衛生用品やポータブル便器、簡易トイレ等利用者の特性に応じた物品を備蓄しておくことが必要である。

(4) 医薬品確保のための備え

入所施設の利用者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している人が多くいる。特に、投薬が途切れると生命に関わったり、症状のコントロールができないと見込まれる場合には、施設において常に最低3日分の医薬品を確保しておく。

また、緊急時にはどこにいても即座に投薬が継続されるように、利用者各人の投薬に関しての情報を施設内で保管しておくことが必要である。

(5) エネルギー源確保のための備え

停電時に備えた自家発電装置や自家発電に必要な燃料の備蓄並びにプロパンガス調理器具や薪等、代替え熱源の確保方策をしておくことが必要である。

3 地震発生時の初動体制

地震が発生する時間帯によっては、少数の職員が地震発生後の防災対応を全て行わなければならない事態に陥る。

このため、入所施設、通所施設いずれの場合にも緊急時における様々な状況を想定し、事前に参集計画等を定める。

(1) 職員の参集等

職員の居住場所や通勤手段を考慮に入れ、地震発生時に施設への駆けつけが可能な職員が何人いるかを把握し、初動期における職員の参集計画を明確に定める。

また、震度に応じ、どの範囲の職員が自動参集するかという参集ルールを定め、職員が混乱しない参集計画を策定する。

① 昼間に地震が発生した場合

事前に決めてある役割分担組織体制に基づいて、施設長の指示により行動を開始する。

② 早朝又は夜間に地震が発生した場合

早朝・夜間の参集ルールを次表の通りとする。

※参集ルール

参集体制	行動基準	参集人員	連絡体制
待 機	施設所在市町村で震度4を記録又は県内で震度6弱以上を記録したとき	・当直 (当直職員は、施設長に状況を知らせる)	施設長の判断に基づき、緊急連絡網により参集を要する場合職員に連絡。
警戒参集	施設所在市町村内で震度5弱を記録したとき	・施設長 ・事務長 ・各主任者 ・各主任からの連絡により夜間参集可能な職員	電話、携帯電話等により連絡する。

非常参集	施設所在市町村内で震度5強以上を記録したとき	・全 員	同 上

(2) 利用者の家族と連絡体制

入所施設では、利用者家族の安否を確認することが、利用者の精神的安定を保つために重要であることから、災害用伝言ダイヤルサービスの利用など地震発生時の家族と施設間の連絡方法を事前に定め情報収集がしやすいようにする。

さらに、地震発生後の家族による一時引き取りの可能性や方法について、各家族と協議しておく。

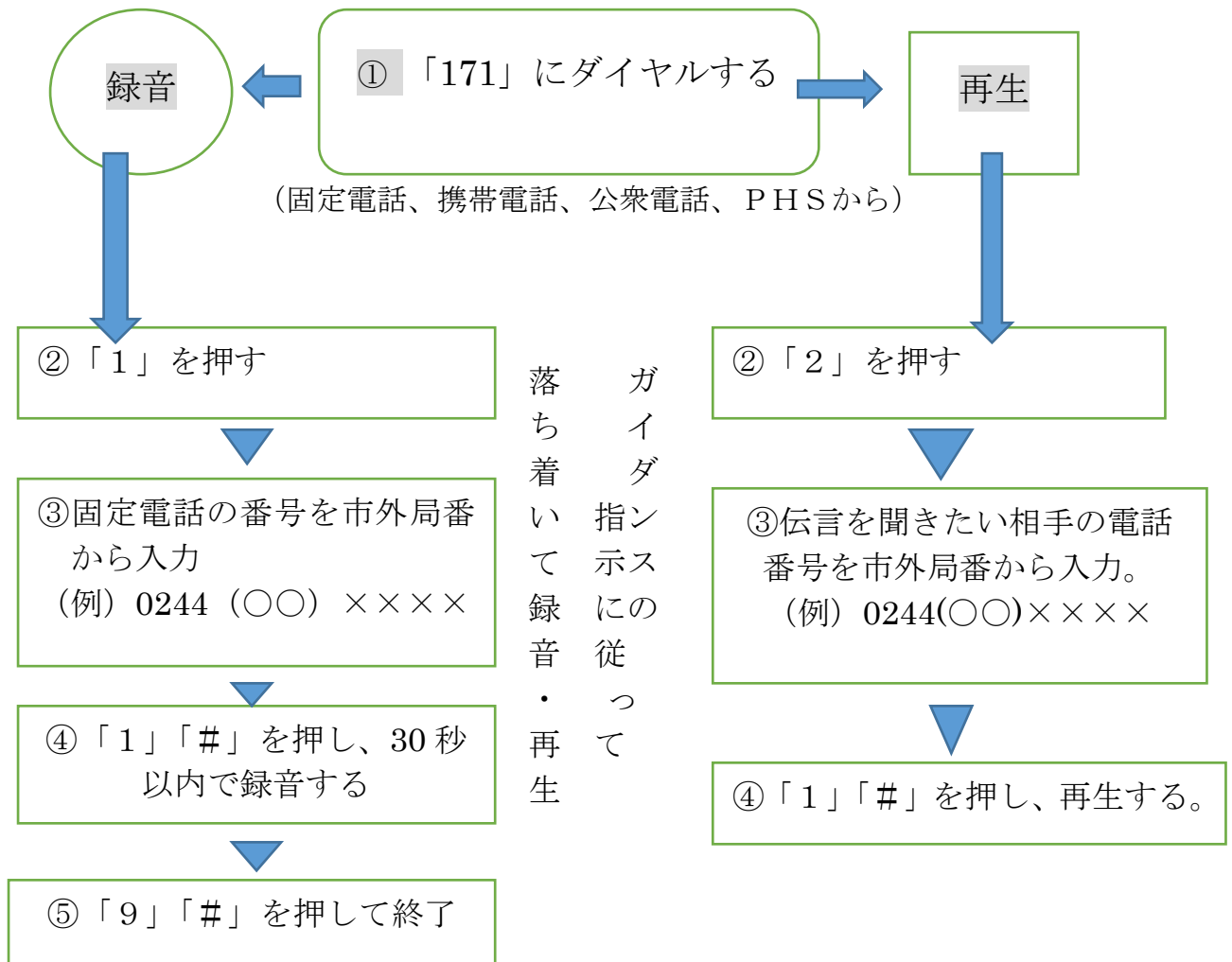
通所施設においては、利用者が施設にいた場合の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、地震発生時の引き取りに混乱が生じないように台帳を整備する。

(3) 情報通信手段の確保

非常時に職員及び利用者の家族と連絡をとるため、「災害用伝言ダイヤル171」の活用。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

災害直後は電話などがつながりにくくなる。災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法を頭に入れる。



5 防災教育と防災訓練

(1) 防災教育

日頃から、職員に対して地震防災について教育を行うことが必要。

※ テーマの例

・「地震及び地震災害についての基礎的な知識」・・・南海トラフ地震

- の規模、想定される被害など
- ・「施設で行っている地震対策の概要」・・・建物の耐震安全性、食糧・資機材・医薬品等の備蓄

地震防災教育の実施は、必要に応じ消防署に相談し協力を得ながら行う。

(2) 防災訓練

地震防災訓練は、毎年 1 回次に掲げる項目に基づいて、訓練を実施する。

- ・地震が発生した場合における利用者及び職員の対処方法
- ・初期消火活動
- ・利用者の安否確認
- ・出口の確保
- ・通路の安全確認
- ・安全な避難スペースへ誘導・避難
- ・利用者・職員のケガの応急手当
- ・施設での防災本部の設置
- ・施設の安全点検・情報伝達
- ・本部長の各班に対する指揮指導、避難行動の判断

また、訓練の結果を受け施設での災害対応は、必要に応じて見直しを行い、施設の取り巻く環境の変化に対応した、より効果の上がるものに見直しをしていく。

(3) 地域防災協力隊員を招いての防災訓練

地域との連携・協力は、地震発生時や復旧時に極めて有効であることから、施設で行う防災訓練に参加を頂き地震時の迅速な避難行動、救助活動などの連携の取り方などの事前対策を講じておく。

Ⅱ 発生時における地震防災対策

1 人的・物的被害の確認

(1) 安全の確保

地震が発生したら大きな揺れがおさまるまで、職員は自らの身の安全を守りながら、利用者の安全確認を呼び掛けることが重要である。

揺れが収まるまで、職員は頭を守って自らの身を守り、自らの身の安全を確保した上で、とっさの判断や行動が難しい利用者などに対しては、「ふとんを掛けなさいとか或いは座布団を頭に乗せる」など身の安全確保を呼びかけ、頭部を守る行動をとる。

(2) 施設内人員の安否確認と人命救助

地震発生時に施設内にいた利用者、ボランティア、職員等の安全確認を即座に実施し、負傷者が発生している場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移し、医師の手当てが受けられるまでの間、可能な限りの応急手当てを実施し、日頃からの防災訓練で慣れておくことが重要である。

なお、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を行い、万が一、死者が出た場合には利用者が動揺しないよう隔離安置をする。

(3) 施設の屋内外点検

大きな揺れがおさまったら職員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、カラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、必要な出口や通路の安全性を確保し、安全な避難経路を確保する。(開ける出口は事前に決めておき、戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟んでおく。)

更に、施設内の火気器具、危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で、施設の倒壊危険性の把握、室内の通路、廊下等の落下物や転倒物等の障害物の点検を行い、余震による二次災害の発生を防ぐ。

2 二次災害の発生防止対策を実施

(1) 出火防止対策の徹底

日頃の防災訓練で消火栓、消火器の位置を把握し、消火動作に慣れること。

万一施設内で火災が発生した場合には、職員並びに必要なに応じて防災協力隊の協力を得ながら初期消火活動に努め、火災の延焼拡大を未然に防止する。

また、ガス器具等の点検と元栓の閉止等によるガス漏れ防止対策を図るとともに、ガスの漏洩が疑われる時には電気のブレーカーを切るなどして火災の発生を防ぐ。

(2) 施設周辺での被害状況把握

地震の二次災害によって施設利用者等が被害を受けないように、原発事故、火災の発生等、施設が立地している場所の周辺での二次災害の発生状況を確認し、必要と判断された場合には、避難の準備を開始する。

3 施設利用者の避難誘導

施設長は、「地震の震源地」「地震の規模」「津波情報」「周辺の被害状況及び交通状況」「避難指示、避難勧告の有無」などの必要な情報を入手し、収集された情報を踏まえ、避難場所、避難経路の安全性の確認を行い、事前に定めておく避難行動計画パターンの中から適切な行動を選択し、職員に避難行動を指示する。

※事前に定めておく避難行動計画のパターン

当初の避難では	⇒	建物内の安全なスペースへ避難
	⇒	施設敷地内の安全な広場等へ避難
本格的な避難では	⇒	建物内で待機
	⇒	施設敷地内の安全な広場等へ避難
	⇒	高松ホーム及び広域避難地への避難

余震が起きても慌てずに正しい情報に従い行動する。

(1) 被害が軽微な場合には施設内で待機

施設の被害発生状況を調査した結果、施設内の被害が軽微で、建物内の安全対策が十分で危険性がない場合には、各自安全な場所で待機する。

(2) 施設内安全空間への避難誘導

施設内には、日頃から安全空間を確保しておき、施設の一部に被害が発生して、その場にとどまることが危険と判断される事態が生じた場合には、安全空間を点検し、利用者の避難するスペースを確保した上で、利用者を誘導する。

(3) 施設外への避難誘導

施設の被害が甚大で施設内にとどまることが危険と判断された場合には、施設長の指示のもと、事前に決めておいた必要とする車輛を確保しながら、利用者の特性に応じすみやかに避難誘導を行う。

(4) 施設外へ避難する際の非常持ち出し品の携帯

施設外へ利用者を避難誘導する際には、利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等、利用者の生命に関わる物は非常持ち出し品として職員が携帯する。

4 必要な連絡

(1) 職員間の非常時連絡

(2) 市、防災関係機関、医療機関、ライフライン関係機関との情報伝達

5 利用者が受けた精神的ショックを癒す対応

(1) 利用者への温かな対応

地震発生時においても、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、地震直後の利用者の不安感を軽減するよう努める。

また、職員は利用者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さなどの環境により、ストレスを和らげる対応にあたる。

(2) 施設利用者家族の安否確認の実施

利用者の家族の被害情報や安否情報を早急に確認し、施設利用者の精神的不安感を軽減に努める。

利用者家族の避難状況によっては、連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル171」などを有効に活用し連絡を取る。

(3) 薬剤等の確保と移送

施設内にある薬剤等の点検を行うとともに、嘱託医や協力医療機関と連携をとり、日々の薬の確保を手配しておく。

なお、建物の被災状況、利用者の健康状態を考慮し、他施設（高松ホーム）への移送や協力医療機関への移送も講じる。

移送については、家族の許可をとる必要がありますが、緊急時には事後報告の場合もある。

Ⅲ 地震発生後の被災生活確保対策

1 施設利用者の生活を維持する必需品の確保

(1) 水・食料・その他必需品の確保に努める

水、食料、トイレなど生活必需品について確認し、施設で検討した対応計画に基づき、施設内備蓄物資を活用するとともに、防災関係機関への状況報告と応援要請を行う。

また、日頃から付き合いのある商店等に対し、物資の供給継続を依頼しておき協力を求める。

(2) 施設生活維持のため関係機関への協力依頼

応急給水活動や電気、ガス、電話等のライフラインを早期に復旧するため、行政やライフライン事業者等に対し、社会福祉施設としてのライフラインの重要性や実態等を事前に説明しておく。

2 施設利用者の生活を維持するための人手の確保

近隣住民による防災協力隊、施設利用者の家族等、災害の規模に応じて有効な応援となり得る人材を確保するための協力依頼をしておく。

3 一時帰宅した施設利用者、その家族に対する支援対策の実施

(1) 一時帰宅した施設利用者との連絡を密に取る

一時帰宅した施設利用者の家族を訪問する等、施設利用者・家族の精神的不安感を軽減するよう努める。

(2) 受け入れ家族に対する支援策の実施

施設利用者の帰宅に伴い、受け入れ家族が受ける負担を軽減し、介護方法の相談や支援する人材の派遣を行う等、家族に対する支援策を実施する。

4 施設の早期再開を目指す

(1) 施設利用者の精神的立直りのために施設の早期再開に努める

特に通所施設においては、利用者の精神的立直りのために震災

前の施設の環境づくりを目指し、できるだけ早期に施設を再開して利用者が生活のリズムを取り戻すように努める。

(2) 利用者の心身のケア

心のストレスは身体に表れます。特に、以下のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・機関で診療を受ける。

- ・強度の不眠が続いている
- ・幻覚や妄想
- ・表情が全くない
- ・強度の緊張と興奮が取れない
- ・極度の落ち込み
- ・ストレスによる身体症状が深刻

また、感染症を予防する観点から利用者に対して、手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図る。

(3) サービス再開に向けた物資の調達

サービス再開に向け日常的に必要な備品のチェックを行い、備蓄状況を見ながら恒久的なサービス再開に向け、必要な備品等の調達を行う。

5 職員へのケアの実施

(1) 職員の過重労働を防止

被災後の施設運営は、職員にも大きな負荷を与えることになる。職員の健康管理を徹底し、職員が勤務できるかを確認し勤務体制リストを作る。

勤務できない職員がいる場合には、社会福祉協議会等に対しボランティアの派遣要請を行い、ボランティアを含めた役割分担及び休息を入れたローテーションを組み、外部からの応援者の協力を得ながら、職員の過重労働を未然に防ぐように努める。

(2) 職員への心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行う。

また、感染症を予防する観点から職員に対しても手洗いやうがいを励行するなど、衛生面での徹底を図り、職員の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置も適切に行う。

6 地域に居住する在宅要援護者への支援対策

- (1) 在宅要援護者に対する福祉避難所・支援センターの機能
施設は、利用者だけでなく、施設を利用しない在宅要援護者（ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障がい者等）の被災生活確保のために必要な支援を行うための福祉避難所・支援センター機能を果たすことが期待される。
行政やその他関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要援護者を対象とした相談の受け入れ、応援の要員や物資のコーディネート等、在宅の要援護者の生命を守る活動の実施に努める。
- (2) 在宅要援護者の緊急保護対策の実施
地震発生後に避難場所あるいは在宅で被災生活を送る要援護者で、特に緊急を要する要援護者については、できり限り施設が緊急ショートステイとして受け入れ、在宅要援護者の生命を保護することも配慮する。
- (3) 施設利用者への留意
緊急ショートステイの受け入れや、地域で被災生活を送る在宅要援護者への支援対策を実施するに当たっては、地震前から施設を利用している利用者への対応が不十分とならないよう留意することが必要。

7 施設が使用不能となった場合

- (1) 利用者の家族等で被災を免れた場合、状況を説明し家族等へ引き継ぎを行う。
- (2) 利用者の家族等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等での受け入れを依頼する。

平常時のチェックシート

地震に対する備えが十分かどうかを定期的（防災訓練時）にチェックして、万全の体制を整える。

対 策 方 法
{立地条件と災害予測} <input type="checkbox"/> 地盤、地形などの立地環境と起こりうる災害予測の確認
{情報伝達強化} <input type="checkbox"/> 館内一斉放送システムの機能強化
{水道、ガス、電気の代替} <input type="checkbox"/> 災害飲料水貯水槽兼用受水槽の設置 <input type="checkbox"/> 灯油等燃料の備蓄 <input type="checkbox"/> 自家発電装置の点検更新
{防災設備の点検等} <input type="checkbox"/> 消火器、屋内消火栓等の点検更新 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備等の点検更新
{建物・設備の耐震化} <input type="checkbox"/> 建物の耐震診断 <input type="checkbox"/> 必要に応じて建物等耐震補強工事等を実施 <input type="checkbox"/> 地震時に倒壊や落下の恐れのある個所の点検
{備品の転倒防止等} <input type="checkbox"/> 業務用設備の固定等転倒・落下防止措置 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫・テレビ等備品の転倒防止措置 <input type="checkbox"/> 居室、廊下、食堂、ホール内に不必要なものがないかチェック <input type="checkbox"/> 棚類からの落下防止措置 <input type="checkbox"/> 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防
{危険物の安全管理} <input type="checkbox"/> ガス漏れによる火災防止に約立つ装置の設置、ガスボンベ固定金具等の点検 <input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかを点検 <input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検 <input type="checkbox"/> 薬品、可燃性危険物の安全保管
{連絡体制の整備} <input type="checkbox"/> 夜間など勤務時間外を含めた職員への防災連絡網の作成

<input type="checkbox"/> 防災関係機関、施設保守管理委託業者、日常取引先等連絡リスト作成 {役割分担}
<input type="checkbox"/> 災害応急対策の実施組織の作成と職員への周知
<input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知
<input type="checkbox"/> 市担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備 {緊急時の食糧等の備蓄}
<input type="checkbox"/> 食糧等の備蓄と緊急時必要物資、機材のリスト作成
<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充
<input type="checkbox"/> 利用者の避難持ち出し袋の準備 {利用者一覧の準備}
<input type="checkbox"/> 利用者の健康状態の把握
<input type="checkbox"/> 利用者の介護内容、家族への連絡先等が分かる一覧の作成と保管 {避難方法}
<input type="checkbox"/> 災害時避難方法等の具体化
<input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
<input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装、移動手段の準備
<input type="checkbox"/> 家族等への引継基準の作成 {地域住民とのネットワークの構築}
<input type="checkbox"/> 長寿荘防災協力隊との協力体制
{防災計画の作成等}
<input type="checkbox"/> 防災計画の作成
<input type="checkbox"/> 被災事例等による計画の点検、見直し
<input type="checkbox"/> 施設内防災訓練の実施
<input type="checkbox"/> 計画に基づく防災教育・訓練の定期実施 {防災訓練への参加}
<input type="checkbox"/> 長寿荘防災協力隊の防災訓練への参加